

日行連発第 917 号  
平成 27 年 12 月 10 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による行政書士法  
の一部改正について

平成 26 年 6 月 13 日に行政不服審査法関連三法（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。）、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号。以下「整備法」という。）及び行政手続法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 70 号））が公布されました。

このうち、整備法において行政書士法の一部改正がありましたが、同法の施行期日については行政不服審査法の施行の日とされ、その行政不服審査法の施行期日も公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日とされていたため具体的な施行期日が定まっておりました。

今般、平成 27 年 11 月 26 日に行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成 27 年政令第 390 号）が公布され、行政不服審査法及び整備法の施行日が平成 28 年 4 月 1 日に定まったことに伴い、行政書士法の一部改正（新旧対照表参照）についても同日に施行されることとなりましたのでお知らせいたします。

なお、行政不服審査法を含めた関連法律の改正についての詳細は総務省ホームページをご確認くださいようお願いいたします。

【参考資料】

- 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による行政書士法の一部改正 新旧対照表
- 総務省ホームページ「行政不服審査法」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/)

以上

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による行政書士法の一部改正 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p><b>第 1 条の 3</b> &lt;略&gt;</p> <p>一 &lt;略&gt;</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、<u>再調査の請求</u>、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成すること。</p> <p>三、四 &lt;略&gt;</p> <p>2 &lt;略&gt;</p> <p>(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)</p> <p><b>第 4 条の 18</b> 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。<u>この場合において、総務大臣は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 25 条第 2 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項及び第 2 項、第 47 条並びに第 49 条第 3 項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</u></p> <p>(登録を拒否された場合等の審査請求)</p> <p><b>第 6 条の 3</b> 前条第 2 項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に対する不服があるときは、総務大臣に対し</p>	<p><b>第 1 条の 3</b> &lt;略&gt;</p> <p>一 &lt;略&gt;</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、<u>異議申立て</u>、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成すること。</p> <p>三、四 &lt;略&gt;</p> <p>2 &lt;略&gt;</p> <p>(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)</p> <p><b>第 4 条の 18</b> 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、総務大臣に対し、<u>行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)</u>による審査請求をすることができる。</p> <p>(登録を拒否された場合等の審査請求)</p> <p><b>第 6 条の 3</b> 前条第 2 項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に対する不服があるときは、総務大臣に対し</p>

て審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定による登録の申請をした者は、当該申請をした日から3月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、総務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合においては、審査請求があつた日に日本行政書士会連合会が同条第2項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3 前2項の場合において、総務大臣は、行政不服審査法第25条第2項及び第3項並びに第46条第2項の規定の適用については、日本行政書士会連合会の上級行政庁とみなす。

(登録の取消し)

第6条の5 <略>

2 <略>

3 第6条の2第2項後段並びに第6条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による登録の取消しに準用する。この場合において、同条第3項中「第46条第2項」とあるのは、「第46条第1項」と読み替えるものとする。

(登録の抹消)

第7条 <略>

2 <略>

3 第6条の2第2項後段、第6条の3第1項及び第3項並びに前条第2

て行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 前条第1項の規定による登録の申請をした者は、当該申請をした日から3月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、総務大臣に対して前項の審査請求をすることができる。この場合においては、審査請求があつた日に日本行政書士会連合会が同条第2項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3 前2項の規定による審査請求が理由があるときは、総務大臣は、日本行政書士会連合会に対して相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

(登録の取消し)

第6条の5 <略>

2 <略>

3 第6条の2第2項後段並びに第6条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による登録の取消しに準用する。

(登録の抹消)

第7条 <略>

2 <略>

3 第6条の2第2項後段、第6条の3第1項及び第3項並びに前条第2

項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。この場合において、第6条の3第3項中「第46条第2項」とあるのは、「第46条第1項」と読み替えるものとする。

項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。